



宮 崎 県 公 報

平成23年9月1日(木曜日) 第 2316 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 2	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 3	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 3	
○保安林の指定予定の通知 (14件) …………… (自然環境課) 3	
○農業共済組合検査規程の一部を改正する告示… (農政企画課) 7	
○ふ化業者の登録…………… (畜産課) 8	
○道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 8	

○道路の供用の開始 (3件) …………… (道路保全課) 8	
○宮崎県証紙売りさばき人の指定…………… (会計課) 9	
○宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (“) 9	

公 告

○工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施…………… (消防保安課) 9	
○保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 10	
○技能検定の実施…………… (労働政策課) 10	
○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 12	
○入札公告 (2件) …………… 12	
○落札者等の公告…………… 14	
公安委員会公告	
○警備員等の検定の実施について…………… 14	

告 示

宮崎県告示第 729号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 サ ー ビ ス 所		指 定 サ ー ビ ス 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4510114376	医療法人雅会河野整形外科	宮崎県宮崎市島之内7309	医療法人雅会	宮崎県宮崎市島之内7309	平成23年7月1日	訪問リハビリテーション
4570105843	ニチイケアセンター南宮崎	宮崎県宮崎市花山手西1丁目5-1	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成23年7月1日	通所介護
4571900812	デイサービスゆるーっと	宮崎県東諸県郡綾町北俣 957番地 2	株式会社のあ	宮崎県東諸県郡綾町北俣 957番地 2	平成23年7月1日	通所介護
4570105850	民家型デイサービス夢家	宮崎県宮崎市田野町乙5642番地 1	合同会社夢家	宮崎県宮崎市田野町乙5642番地 1	平成23年7月7日	通所介護
4570105868	訪問介護事業所笑和	宮崎県宮崎市高岡町浦之名5000番地	株式会社笑和	宮崎県宮崎市高岡町浦之名5000番地	平成23年7月25日	訪問介護
4570600942	ケアステーション日向	宮崎県日向市原町3丁目1番17号	三寿産業株式会社	宮崎県日向市原町3丁目1番17号	平成23年7月29日	訪問介護
4572101089	デイサービスあくた門川店	宮崎県東臼杵郡門川町西栄町4丁目20番地	株式会社きずな	宮崎県東臼杵郡門川町西栄町4丁目20番地	平成23年7月29日	通所介護
4570105918	訪問介護事業所このはなガーデン	宮崎県宮崎市清武町木原字北ノ原3207番地 1	株式会社シャンティ U	宮崎県宮崎市清武町木原字北ノ原3207番地 1	平成23年7月30日	訪問介護

4570105926	通所介護事業所こ のはなガーデン	宮崎県宮崎市清武 町木原字北ノ原32 07番地 1	株式会社シャンテ ィU	宮崎県宮崎市清武 町木原字北ノ原32 07番地 1	平成23年 7 月30日	通所介護
------------	---------------------	---------------------------------	----------------	---------------------------------	--------------	------

宮崎県告示第 730号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項本文の規定に
より、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成23年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570202186	平塚支援彩	宮崎県都城市平塚 町2592番地 6	株式会社平塚居宅 介護支援センター	宮崎県都城市平塚 町2592番地 6	平成23年 7 月 1 日	居宅介護支援
4570202210	ハートケア ケア プランサービス	宮崎県都城市早水 町18-5 アピアコ ート 101号	有限会社 ハート ケア	宮崎県北諸県郡三 股町樺山4836番地 26	平成23年 7 月 1 日	居宅介護支援

宮崎県告示第 731号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定に
より、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成23年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 事 業 所		指 定 介 護 予 防 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510114376	医療法人雅会河野 整形外科	宮崎県宮崎市島之 内7309	医療法人雅会	宮崎県宮崎市島之 内7309	平成23年 7 月 1 日	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン
4570105843	ニチイケアセンタ ー南宮崎	宮崎県宮崎市花山 手西 1 丁目 5 - 1	株式会社ニチイ学 館	東京都千代田区神 田駿河台二丁目 9 番地	平成23年 7 月 1 日	介護予防通所介 護
4570105850	民家型デイサービ ス夢家	宮崎県宮崎市田野 町乙5642番地 1	合同会社夢家	宮崎県宮崎市田野 町乙5642番地 1	平成23年 7 月 7 日	介護予防通所介 護
4570600900	デイサービスふり い	宮崎県日向市浜町 1 丁目65番地	特定非営利活動法 人日向さつき会	宮崎県日向市浜町 1 丁目65番地	平成23年 7 月19日	介護予防通所介 護
4570105868	訪問介護事業所 笑和	宮崎県宮崎市高岡 町浦之名5000番地	株式会社笑和	宮崎県宮崎市高岡 町浦之名5000番地	平成23年 7 月25日	介護予防訪問介 護
4570600942	ケアステーション 日向	宮崎県日向市原町 3 丁目 1 番17号	三寿産業株式会社	宮崎県日向市原町 3 丁目 1 番17号	平成23年 7 月29日	介護予防訪問介 護
4572101089	デイサービスあく た門川店	宮崎県東臼杵郡門 川町西栄町 4 丁目 20番地	株式会社きずな	宮崎県東臼杵郡門 川町西栄町 4 丁目 20番地	平成23年 7 月29日	介護予防通所介 護
4570105918	訪問介護事業所こ のはなガーデン	宮崎県宮崎市清武 町木原字北ノ原32 07番地 1	株式会社シャンテ ィU	宮崎県宮崎市清武 町木原字北ノ原32 07番地 1	平成23年 7 月30日	介護予防訪問介 護
4570105926	通所介護事業所こ のはなガーデン	宮崎県宮崎市清武 町木原字北ノ原32 07番地 1	株式会社シャンテ ィU	宮崎県宮崎市清武 町木原字北ノ原32 07番地 1	平成23年 7 月30日	介護予防通所介 護

宮崎県告示第 732号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第75条の規定により、指定
居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570102923	宮崎地域福祉事業所なごみ	宮崎県宮崎市吉村町西田甲 679-1	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋3丁目1番2号光文社ビル6階	平成23年7月20日	特定福祉用具販売
4570102923	宮崎地域福祉事業所なごみ	宮崎県宮崎市吉村町西田甲 679-1	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋3丁目1番2号光文社ビル6階	平成23年7月20日	福祉用具貸与

宮崎県告示第 733号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570201337	ケアプランセンターアンダンテ	宮崎県都城市下川東1丁目7号4番地	有限会社未来企画	宮崎県都城市下川東1丁目7号4番地	平成23年7月5日	居宅介護支援
4570102915	社会福祉法人恵佼会居宅介護支援センター	宮崎県宮崎市祇園1丁目50番地宮崎市中心身障害者福祉会館1階	社会福祉法人恵佼会	宮崎県宮崎市祇園1丁目50番地宮崎市中心身障害者福祉会館1階	平成23年7月20日	居宅介護支援

宮崎県告示第 734号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570102923	宮崎地域福祉事業所なごみ	宮崎県宮崎市吉村町西田甲 679-1	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋3丁目1番2号光文社ビル6階	平成23年7月20日	特定介護予防福祉用具販売
4570102923	宮崎地域福祉事業所なごみ	宮崎県宮崎市吉村町西田甲 679-1	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋3丁目1番2号光文社ビル6階	平成23年7月20日	介護予防福祉用具貸与

宮崎県告示第 735号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市大字鏡洲字九平4009-2、

4009-3

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 736号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市佐土原町西上那珂字松原3042-1、字梅ヶ島3786、3787
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字松原3042-1（次の図に示す部分に限る。）、字梅ヶ島3786、3787
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 737号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町中霧島字虎崩1110-1・1111-1・1112・1113・字七代1167-2・1168-1・1169-1・1169-2（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は禁伐による。
字虎崩1111-1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 738号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高城町有水字立野3739-2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 739号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市須木大字中原字田代2404-20
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字田代2404-20（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 740号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字横野字山村江 261-2、262-3、262-5
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 741号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字三田井字山川3839、3840-1、大字岩戸字馬背野7532-2、7533-2、7546-1、7546-4、7547
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字山川3839・3840-1・字馬背野7532-2・7533-2・7546-1・7546-4・7547(以上7筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 742号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字三田井字徳源寺2469-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字徳源寺2469-1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 743号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字谷頭3160-4、3170-3、字金山谷3179、大字岩戸字渡内5462-1、5462-2、大字上岩戸字奥平17、20-2、36-10、36-11、36-13
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字谷頭3160-4・3170-3・字金山谷3179・字渡内5462-1・5462-2・字奥平17・20-2・36-10・36-11・36-13(以上10筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 744号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字小原737-19・737-25・737-53(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、737-55から737-59まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 745号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字興地 1545-1、1549-1、大字岩井川字飯干1021-2、1022、字十二町1032-2、字小鶴3127、3130-4、大字七折字東山 10731-1、10740-1、字徳富 10757-2、10758-1、10767-1
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字興地1545-1・1549-1・字飯干1021-2・1022・字十二町1032-2・字小鶴3127・3130-4・字東山 10731-1・10740-1・字徳富 10757-2・10758-1・10767-1 (以上12筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 746号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字飯干1023-5、1023-8、1024-3、1024-38
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字飯干1023-5・1023-8・1024-3・1024-38 (以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 747号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字畑の尾3024-19、3024-56
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字畑の尾3024-19・3024-56 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 748号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字尾平5461-1、大字鞍岡字松ノ平4761-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字尾平5461-1・字松ノ平4761-1 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

農業共済組合検査規程の一部を改正する告示をここに公表する。
平成23年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 749号

農業共済組合検査規程の一部を改正する告示

農業共済組合検査規程（平成21年宮崎県告示第 492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(検査命令書等の交付及び提示)</p> <p>第13条 知事は、検査員に検査命令書（別記様式）及び農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第46条の規定による身分証明書を交付するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>別記様式（第13条関係） [略]</p>	<p>(検査命令書等の交付及び提示)</p> <p>第13条 知事は、検査員に検査命令書（別記様式第1号）及び農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第46条に規定する身分証明書（別記様式第2号）を交付するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>別記様式第1号（第13条関係） [略]</p>

別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第13条関係）

8. 5 cm

宮崎県第
号

身 分 証 明 書

職 氏 名

年 月 日生

上記の者は、農業災害補償法第 142条の 2 から
第 142条の 4 までの規定による検査の職務に従事
するものであることを証明する。

年 月 日

宮崎県知事 印

(写 真 貼 付)

有効期間

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日まで

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 750号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	登録年月日	登録業者		ふ化場	
		名称	住所	名称	住所
宮崎23-2号	平成23年8月23日	株式会社松野種鶏場	北諸県郡三股町大字宮村314番地	株式会社松野種鶏場	北諸県郡三股町大字宮村314番地

宮崎県告示第 751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年9月1日から平成23年9月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道218号	西臼杵郡日之影町大字七折字尾迫515番3地先から同郡同町同大字字椏木364番1地先まで	旧	15.8~40.0	322.9
				新	17.0~49.0	322.9

宮崎県告示第 752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年9月1日から平成23年9月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道268号	小林市野尻町三ヶ野山字岩瀬口3213番117地先から同市	旧	10.7~39.7	170.5
				新	12.8~39.7	170.5

			同町三ヶ野山同字3213番53地先まで			
--	--	--	---------------------	--	--	--

宮崎県告示第 753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年9月1日から平成23年9月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字波帰449番2地先から同郡同町同大字同字448番1地先まで	旧	4.3~6.7	65.3
				新	5.0~26.3	65.3

宮崎県告示第 754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年9月1日から平成23年9月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	国道218号	西臼杵郡日之影町大字七折字尾迫515番3地先から同郡同町同大字字椏木364番1地先まで	平成23年9月1日

宮崎県告示第 755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年9月1日から平成23年9月15日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	国道268号	小林市野尻町三ヶ野山字岩瀬口3213番117地先から同市同町三ヶ野山同字3213番53地先まで	平成23年9月1日

宮崎県告示第756号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年9月1日から平成23年9月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字波婦449番2地先から同郡同町同大字同字448番1地先まで	平成23年9月1日

宮崎県告示第757号

宮崎県収入証紙条例(昭和39年宮崎県条例第34号)第5条第1項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	指定年月日
小林市細野28番地6	スリーセブントバこ代表者福永悦子	平成23年8月11日

宮崎県告示第758号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第12

条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定を取り消した売りさばきをする場所	指定を取り消した売りさばき人の名称	指定取り消し年月日
小林市細野28番地6	福永不動産 福永智	平成23年3月27日

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 講習の対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日から5年以内の者

2 講習実施区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備 ・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士

3 講習の日時及び場所

講習区分	日 時	場 所
消火設備	平成23年10月25日(火) 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番1 J A・A Z Mホール 大研修室 宮崎市霧島1丁目1番地1
	平成23年11月28日(月) 9時30分から17時00分まで	
警報設備	平成23年10月19日(水) 9時30分から17時00分まで	都城市高城生涯学習センター 都城市高城町穂満坊105番地
	平成23年10月26日(水) 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター

	平成23年11月29日(火) 9時30分から17時00分まで	延岡市本小路39番1 J A・A Z Mホール 大研修室 宮崎市霧島1丁目1 番地1	小丸川上流土流 一ツ瀬川水かん 一ツ瀬川土流 一ツ瀬川干害 一ツ瀬川保健 小丸川下流水かん 小丸川下流土流 小丸川下流干害 小丸川下流保健 川内川上流水かん 川内川上流土流 川内川上流防風 川内川上流干害 大淀川本流水かん 大淀川本流土流 大淀川本流防風 大淀川本流干害 大淀川本流保健 本庄川水かん 本庄川土流 本庄川防風 本庄川干害 本庄川保健 大淀川中流水かん 大淀川中流土流 大淀川中流干害 広渡川水かん 広渡川土流 広渡川干害 広渡川保健 福島川水かん 福島川土流 福島川干害	土砂流出防備保安林 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 防風保安林 干害防備保安林 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 防風保安林 干害防備保安林 保健保安林 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林	45.03 2,369.01 74.63 3.98 3.30 884.93 24.98 2.36 0.22 644.58 55.70 0.40 12.36 1,270.19 162.60 0.64 12.69 5.26 1,619.07 10.20 0.10 2.72 7.34 842.07 58.58 0.25 529.45 123.30 1.20 0.18 231.60 11.64 3.51
避難設備 ・消火器	平成23年10月27日(木) 9時30分から17時00分まで 平成23年11月30日(水) 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育セン ター 延岡市本小路39番1 J A・A Z Mホール 大研修室 宮崎市霧島1丁目1 番地1			

4 受講申込手続

(1) 受講申請書の受付期間

平成23年9月20日(火)から平成23年9月30日(金)まで(郵送の場合は、9月30日(金)の消印のあるものまで有効とする。)

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号 880-0805 宮崎市橋通東2丁目7番18号 宮崎県住宅供給公社内
財団法人宮崎県消防設備保守協会

5 受講手数料

講習区分ごとに7,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

6 その他

詳細については、財団法人宮崎県消防設備保守協会(電話 0985(27)7348)又は宮崎県危機管理局消防保安課(電話 0985(26)7627)に問い合わせること。

保安林の平成23年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位:ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	546.62
北川土流	土砂流出防備保安林	85.40
北川干害	干害防備保安林	1.46
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	1,894.04
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	109.87
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	7.24
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.44
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	1,013.58
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	19.92
五十鈴川干害	干害防備保安林	19.89
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,991.96
耳川土流	土砂流出防備保安林	85.14
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	231.71

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成23年度技能検定試験(後期)を次のとおり実施する。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

(1) 特級

金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

(2) 1級及び2級

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍

空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服縫製作業)、和裁 (和服製作作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき (かわらぶき作業)、配管 (建築配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業)、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業及び鉄筋施工図作成作業)、コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)、防水施工 (アスファルト防水工事作業、合成ゴムシート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、ガラス施工 (ガラス工事作業)、機械・プラント製図 (機械製図CAD作業) 及び塗装 (鋼橋塗装作業)

(3) 3 級

機械検査 (機械検査作業)、電気機器組立て (シーケンス制御作業)、和裁 (和服製作作業)、建築大工 (大工工事作業)、配管 (建築配管作業) 及び機械・プラント製図 (機械製図CAD作業)

(4) 単一等級

樹脂接着剤注入施工 (樹脂接着剤注入工事作業)

2 実施等級等

特級、1 級、2 級、3 級及び単一等級 (各等級の実施職種は、前記 1 のとおりとする。)

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成23年12月5日(月曜日)から平成24年2月19日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

実技試験の手料金は、次のとおりとする。

全職種 16,500円

高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手料金は、次のとおりとする。

全職種 11,000円

エ 問題の公表日

実技試験問題は、平成23年11月25日(金曜日)以後に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

機械保全、半導体製品製造、空気圧装置組立て、和裁、建築大工、かわらぶき、塗装及び樹脂接着剤注入施工	平成24年2月5日(日曜日)
---	----------------

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成23年10月3日(月曜日)から平成23年10月14日(金曜日)まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協会に交付する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

5 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手料金の額 (16,500円、但し高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合は11,000円) 及び学科試験の手料金の額 (3,100円) を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の番号は、平成24年3月13日(火曜日)に県庁本館前掲示板に公示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1 級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2 級及び3 級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。また、このほか、厚生労働大臣から特級の技能検定の合格者には特級技能士章を、1 級の技能検定の合格者には1 級技能士章を、2 級の技能検定の合格者には2 級技能士章を、3 級の技能検定の合格者には3 級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

検 定 職 種	実施期日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、鉄筋施工及びガラス施工	平成24年1月22日(日曜日)
特級全職種、さく井、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、コンクリート圧送施工、防水施工及び機械・プラント製図	平成24年1月29日(日曜日)

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 (県庁 8 号館 3 階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

電 話 0985 (58) 1570

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第87条第 1 項の規定により、釘松地区泉宮土地改良事業 (小林市、畑地帯総合整備事業) に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成23年 9 月 1 日から平成23年10月 3 日まで

3 縦覧場所

小林市野尻庁舎地域整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画 (以下「この計画」という。) に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 L A N用端末機器等一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 契約期間 平成24年 2 月 1 日から平成29年 1 月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。
 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 17年宮崎県条例第81号) 第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格要件

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成23年宮崎県告示第 154号に規定する資格を有するものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

カ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 167条の 4 の規定に該当しないこと。

キ 会社更生法 (平成14年法律第 154号) に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第 225号) に基づく再生手続き開始の申立て (以下これらを「申立て」という。) がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

ク 経営者等 (法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。) が、暴力団関係者 (暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団 (同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。) である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号 郵便番号 880-8509

電話番号0985 (31) 0110

イ 提出期限 平成23年 9 月30日 (金) 午後 5 時

ウ 提出方法 アの場所に持参又は郵便、民間事業者による信

書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成23年9月1日から平成23年10月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成23年9月1日から平成23年10月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 平成23年10月12日（水）午後2時

7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

11 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased : Personal computers of Miyazaki Pref. Police WAN System, 1 set
- (2) Time limit for tender : 2:00 p.m. 12 Oct, 2011
- (3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1 - 8 - 28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 県警WAN用サーバ機器一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 契約期間 平成24年3月1日から平成29年2月28日まで
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一

月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格要件

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成23年宮崎県告示第154号に規定する資格を有するものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

ク 経営者等（法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号 郵便番号 880-8509

電話番号 0985 (31) 0110

イ 提出期限 平成 23 年 9 月 30 日 (金) 午後 5 時

ウ 提出方法 アの場所に持参又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付すること (郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成 23 年 9 月 1 日から平成 23 年 10 月 11 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成 23 年 9 月 1 日から平成 23 年 10 月 11 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室

(2) 日時 平成 23 年 10 月 12 日 (水) 午後 3 時

7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和 39 年宮崎県規則第 2 号) 第 100 条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

11 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

(1) この競争入札による調達には、世界貿易機構 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased : Server of Miyazaki Pref. Police WAN System, Iset

(2) Time limit for tender : 3:00 p.m. 12 Oct, 2011

(3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1 - 8 - 28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成 23 年 9 月 1 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 2,061 台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県県民政策部情報政策課行政情報推進担当
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 23 年 8 月 11 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社システムナイン
宮崎県都城市花線町 20 号 8 番地
- 5 落札金額
219,510,900 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成 23 年 6 月 23 日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 15 号

警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号) 第 23 条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成 23 年 9 月 1 日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤勇夫

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
空港保安警備	2 級	平成 23 年 12 月 7 日 (水) 午前 9 時 30 分から午後 5 時ころまで
	1 級	平成 23 年 12 月 8 日 (木) 午前 9 時 30 分から午後 5 時ころまで

※ 当日の受付は、午前 9 時から 9 時 30 分までに済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙 2559 番地 1

宮崎県建設技術センター

3 定員

各 15 人 (鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

4 受検資格

(1) 2 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

(2) 1 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。) 第 8 条第 1 号に該当する者

イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書

の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成23年10月25日(火)から11月4日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 空港保安警備2級検定合格証明書の写し及び空港保安警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(1級検定者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。)

カ 1級検定受験資格認定書(1級検定者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物等検査に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 空港保安警備業務の管理に関すること。(1級に限る。)

キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。(1級に限る。)

エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること

。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

--	--